

上野原市告示第 7 5 号

上野原市重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 6 日

上野原市長 村上 信行

上野原市重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する告示

上野原市重度心身障害者（児）等タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成 1 7 年上野原市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書を次のように改める。

ただし、社会福祉施設入所者、山梨県県税条例（昭和 3 6 年山梨県条例第 1 1 号）第 1 1 5 条の 2 及び上野原市税条例（平成 1 7 年上野原市条例第 6 6 号）第 9 0 条の 2 に規定する減免を受けた者、並びに山梨県心身障害者自動車燃料費助成事業の助成を受けた者を除く。

同条第 2 号中「療育手帳制度実施要綱」を「知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）」に、「A 1、A 2 及び A 3 に該当する者」を「A に該当する者」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。